

取引開始基準

豊トラスティ証券株式会社

商品先物取引業務に関する規則第18条第2項の規定により、当社が定めている取引開始基準は下記のとおりであります。

- A: 1. 次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人
 - (2) 「生活保護法」の被適用者、及びその世帯に属する者
 - (3) 精神上的障害、認知症、知的障害等の認められる者、又は事理を弁識する能力を欠き、若しくはその能力が著しく不十分な者
 - (4) 破産者で復権を得ていない者
 - (5) 元本欠損及び元本以上の損失のおそれのある取引を行いたくない者
 - (6) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱す虞があると考えられる者
 - (7) 前各号に準ずる者であって、商品先物取引への参加が不適格であると考えられる者
2. 次の各号の一に該当する者に対しては、原則として、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。ただし、細則第3条、第5条に定める要件を満たした場合、又は第2号に該当する場合については、平成17年4月28日現在既に当社で取引のある者はこの限りではない。
- (1) 年金、恩給、退職金又は社会保険給付等による収入が収入全体の過半を占める者
 - (2) 税込年収が500万円未満の者
 - (3) 75歳以上の高齢者
3. 第1項第3号ないし第7号に該当するか否かの判断は、管理統括責任者の責任において行うものとする。
4. 取引開始時において第1項第3号ないし第7号に該当しないと判断された者であっても、その後に同号に該当するものと管理統括責任者が判断する場合には、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
5. 加齢により第2項第3号に該当することとなった既存の委託者で、細則第4条の基準を満たさない場合は、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
6. 75歳未満の者であっても70歳以上の高齢者については、コンプライアンス部担当者が直接面談し、次の各号を満たしているかを審査する。
- (1) 商品取引の仕組み及びリスクについて理解していること
 - (2) 商品取引のレバレッジ効果について理解していること

- (3) 商品取引が自己責任の取引であることを理解していること
 - (4) 認知症の兆候がないこと
 - (5) 投資可能資金額が今後の生活に支障のない範囲で定められていること
7. デリバティブ取引の経験がない者より取引の申し出があった場合は、審査において、委託者の取引意志を厳重に審査し、受注前までに理解度アンケートを行い、取引の仕組み及びリスクについて十分に理解しているかを確認するものとする。
8. 取引開始時において商品先物取引への参加が適格であると認められた者であっても、その後に当該参加が不適格であると管理統括責任者が認めた場合には、それ以後において商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
- B: 1. 次の各号の一に該当する者に対しては、管理統括責任者による厳格な管理の下でのみ、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うものとする。
- (1) 銀行、信用組合、信用金庫、郵便局、農業協同組合、漁業協同組合等の金融機関に勤務する者
 - (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
 - (3) 国、地方公共団体、公益法人等の公共機関の金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
 - (4) 民間企業における金銭又は有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
2. 当社は、取引残高照合通知書を委託者に郵送する際に、属性情報に変更があった場合にはコンプライアンス部（顧客相談窓口）に申し出るよう注意喚起を行ない、委託者から変更の申出があった場合は、委託者調書の作成及び管理の定めに従い、委託者調書を訂正するものとする。